

令和元年12月20日

参加者 各位

小鹿野町長 森 真 太 郎

### 質 問 回 答 書

小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルの技術提案書に関する質問に対する回答は次のとおりです。

No.	項目	質問事項	回答
1	実施要領 P1「2」	業務内容には既存解体や改修が事業費として記載されていますが、解体設計などは業務範囲に含まれていません。解体設計なども含むと考えるとよろしいでしょうか。	特記仕様書 P1「I 4(2)⑥」にあるように庁舎建設に伴う既存施設の解体の設計は、本業務に含みます。
2	実施要領 P7「11(1)④」	業務参考見積書 ・見積価格も評価対象に含まれておりますが、本業務において最低制限価格の定めはございますか。また、見積価格に対する評価方法をご公表いただけないでしょうか。	実施要領 P6「10(3)参加表明書等に関する質問の受付及び回答」に記載しているように、評価及び審査に関する質問は受付できません。
3	実施要領 P7「11(3)」	ボリューム模型写真 ・提案建物のボリュームがわかるようなスタディ写真を使用することは可能でしょうか。(外観素材や細部意匠までは作り込まない)	文章を補完するための必要な視覚的表現については、部分的なスケッチ図又はゾーニング図とし、配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。したがって、提案建物のボリュームがわかるようなスタディ写真の使用は認められません。
4	実施要領 P7「11(3)」	配置図、設計図及びパース等の視覚的表現 ・細部表現を省略した手描きのスケッチドローイングは視覚的表現として、問題ないでしょうか。	細部表現を省略した手描きのスケッチドローイングが文章を補完する部分的なスケッチ図又はゾーニング図であれば問題ないですが、配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。
5	実施要領 P7「11(3)⑤」	現状の ICT に関する取り組み状況があれば、ご教示いただけますでしょうか。	主な取り組みは以下のとおりです。 ・住民情報系のサーバーをデータセンターに置いている。 ・現庁舎、町立図書館内に無料 Wi-Fi 環境を整備している。 ・LINE アプリを活用した防災情報等の発信を行っている。
6	実施要領 P9「12(3)」	プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者 ・本業務における意匠総括責任者となる設計事務所の代表者の出席は可能でしょうか。 ・主任技術者以外で本業務に直接的に関与する担当技術者の出席は可能でしょうか。	代表者、担当技術者が出席する場合は、代表者、担当技術者を含め3名以内としてください。

7	実施要領 P9「12(3)」	プレゼンテーションで使用するプロジェクターの画面比率 (4:3 か 16:9 か)及び解像度を教えてください。	プレゼンテーションで使用するプロジェクターは、エプソン EB-W420 ですので仕様をご確認ください。
8	実施要領 P9「12(3)」	プレゼンテーションで使用するパワーポイントデータ等は、第二次審査当日に持ち込みでよろしいでしょうか。第二次審査前に提出の必要がございますでしょうか。	プレゼンテーションで使用するパワーポイントデータ等は、できる限り技術提案書と併せて提出(メールで提出)してください。
9	実施要領 P9「12(3)」	プレゼンテーションの際に説明者以外にパワーポイント等を操作する者を1名追加することは可能でしょうか。	パワーポイント等を操作する者を出席させる場合は、操作する者を含め3名以内としてください。
10	作成要領 P3「2(3) ①」	技術提案書 ・「テーマ(5つ)ごと・・・」とございますが、1枚の技術提案書には1つのテーマに対する提案だけを記載する、ということでしょうか。提案内容は、複数のテーマに関連する場合もございます。また、テーマによって提案内容の分量が異なる可能性もあります。A4 最大5枚に対して、各テーマへの提案事項を記載するというだけでも宜しいでしょうか。 ・各テーマの番号と技術提案書の順序は合致させる必要がございますか。	・作成要領 P4「2(3)⑧」にあるように、用紙は1テーマにつきA4版(縦使い)片面1枚以内としてください。 ・各テーマの番号と技術提案書の順番は、合致させてください。
11	作成要領 P4「2(3) ③」	業務実施方針やテーマ別技術提案書において、提出者や担当者、また会社名等が特定できないものであれば、過去物件の写真等を用いて説明してもよろしいでしょうか。	文章を補完するための必要な視覚的表現については、部分的なスケッチ図又はゾーニング図とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。したがって、過去物件の写真等の使用は認められません。
12	作成要領 P4「2(3) ③」	イメージ模型の写真は提案書に掲載可能でしょうか。	文章を補完するための必要な視覚的表現については、部分的なスケッチ図又はゾーニング図とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。したがって、イメージ模型の写真の掲載は認められません。
13	作成要領 P4「2(3) ③」	提案書に事例写真(建築、使われ方、設計プロセス等)を載せることの可否をお知らせください	文章を補完するための必要な視覚的表現については、部分的なスケッチ図又はゾーニング図とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。したがって、事例写真の掲載は認められません。
14	作成要領 P4「2(3) ④」	文章を補完するための必要な視覚的表現について、審査対象外となるものの具体的な基準はございますでしょうか。スケッチは手描きに限定されますでしょうか。	文章を補完するための必要な視覚的表現については、部分的なスケッチ図又はゾーニング図とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。配置図、設計図及びパース等の視覚的表現については記載しないでください。審査対象外か否かについては、事務局が

			判断し、具体的な基準はありません。 スケッチは手書きに限定していません。
15	特記仕様書 P1「 I 4(2)④」	<p>駐車場、駐輪場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般来庁者や職員、議員用の駐車台数およびについて現時点での想定数をございましたらご教示願います。</li> <li>・公用車車庫(大型車や除雪車など)について、台数やサイズ、屋根の要不要についてあわせてご教示願います。</li> <li>・駐輪場について、現時点での想定数をございましたらご教示願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般来庁者用(身障者用含む)台数は、現庁舎の台数(8 台)以上を、また議員用は 12 台を確保することを踏まえ、職員用も含め具体的な台数は本設計業務において協議します。</li> <li>・公用車車庫については、台数やサイズ、屋根の要不要など本設計業務において協議します。なお、除雪車は所有しておらず、大型車の駐車は、原則両神庁舎としています。</li> <li>・駐輪場は、現庁舎の台数(15 台)を確保することを踏まえ、具体的な台数は本設計業務において協議します。</li> </ul>
16	特記仕様書 P1「 I 4(2)④」	計画敷地内の駐車台数(公用車/職員/来庁者)、駐輪台数(職員/来庁者)の想定がありましたら、お知らせください。	質問No.15 をご参照ください。
17	特記仕様書 P1「 I 4(2)⑥」	<p>既存インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道、ガス、電力、通信など、既存インフラの整備状況についてご教示願います。</li> <li>・敷地内の地下水位をご教示願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は未整備のため単独処理浄化槽(100 人槽)、上水道は引き込み済み、ガスはプロパンガス、電力の需要設備容量は 105KVA、受電電圧 6600V、通信は、電話 32 回線、インターネット 3 回線、衛星通信 1 回線、LGWAN1 回線、基幹系 1 回線、戸籍関係 1 回線、広域介護審査関係 1 回線、庁舎間通信光ファイバー1 回線です。</li> <li>・敷地内の地下水位は、深さ 2 メートル程度です。</li> </ul>
18	特記仕様書 P2「 I 4(4)⑩」	建設地の地層についての記述があり、「設計段階では地質調査報告書をもとに構造検討をすること」とありますが、現段階で地質調査報告書をご提示いただくことは可能でしょうか。	現段階での提供はできません。
19	特記仕様書 P13「別紙 1」	<p>既存施設の運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事期間中、敷地内の第二庁舎および観光案内所などの既存施設は、運用を継続するのでしょうか。</li> <li>・工事期間中に、仮設庁舎等を敷地内に設置する予定はございますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二庁舎及び観光案内所は、工事期間中も運用を継続します。</li> <li>・工事期間中は、業務を両神庁舎に移転する予定ですので仮庁舎の建設は予定していません。</li> </ul>
20	特記仕様書 P13、14「別紙 1」	<p>「敷地内の建物一覧表」と「敷地内の建物配置図」の表記に相違があります。建物一覧を正とし、「敷地内の建物配置図」に記載の記号は以下のように読み替えてよろしいでしょうか。</p> <p>G: 自転車置き場 取り壊し H: 物置(東) 移設( 3 棟)</p>	ご指摘のとおり「敷地内の建物配置図」の表記に誤りがありました。正しくは、敷地内の建物配置図にある「G の名称は自転車置き場(西)」、「H の名称は物置(東)」となります。
21	特記仕様書 P13、14「別紙 1」	小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書において、P13 に「G 自転車置き場(西)取壊し」「H 物置(東)移設」とあり、P14 の図では「G 物置」が西側にあり、「H 自転車置き場」が東側にあります。いずれが正か、お知らせください。	質問No.20 をご参照ください。
22	特記仕様書	小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計	ご指摘の通り、正しくは、「第二庁舎は 2 階

	書 P13「別紙 1」	計業務委託特記仕様書 p13 においては、第二庁舎の階数1とありますが、2階建てでよろしいか、ご確認ください。	建て」です。
23	特記仕様書 P13「別紙 1」	小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書において、P13 に「F 機械室は取り壊し」とありますが、この機械室内には第二庁舎の稼働に必要な機器はないと考えてよろしいでしょうか。必要な機器があるとすると、解体時期を計画建物竣工の時期とリンクさせて考える必要があります。いずれか、お知らせください。	現在「F 機械室」には第二庁舎に必要な空調の熱源機があります。解体前に第二庁舎へ仮設電源及び空調機を新設し第二庁舎を稼働する予定です。この仮設電源の切り回し及び空調機の設置については本設計業務に含みます。
24	特記仕様書 P14「別紙 1」	第二庁舎との関係 ・計画予定の新庁舎と第二庁舎の関係について、条件などございますか。	新庁舎から第二庁舎へ通路等で往来ができること。
25	特記仕様書 P14「別紙 1」	CAD データ ・敷地の地盤レベルがわかる図面データをご提供いただけないでしょうか。 ・保存・移設予定の既存施設(第二庁舎、観光案内所、物置)の図面データをご提供頂けないでしょうか。	・現在、敷地調査中のため敷地の地盤レベルのわかる図面データはありません。 ・保存・移設予定の第二庁舎、観光案内所の CAD データはありません。また、物置の図面はありません。 【第二庁舎の用途】 1 階: 書庫、サーバー室(予定) 2 階: 会議室、給湯室
26	特記仕様書 P14「別紙 1」	既存庁舎の図面をご教示いただくことは可能でしょうか。	現段階での提供はできません。
27	特記仕様書 P14「別紙 1」	前面道路 ・現状、南裏通りから敷地南西側への車両進入が可能な状態ですが、南裏通りから敷地へつながる道は、建築基準法 42 条 1 項 1 号道路に該当しますか。否の場合、法的な位置付けをご教示ください。 ・引き続き南西側からの車両進入が可能と考えても宜しいでしょうか。	接道は、特記仕様書 P14 別紙 1 建物配置図の県道(建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路)のみです。
28	特記仕様書 P14「別紙 1」	参考資料として敷地図(縮尺・方位のわかるもの)や高低測量図をご提示いただけないでしょうか。	敷地内の建物配置図に方位と縮尺を入れたものを町 HP に追加資料として掲載します。 高低測量図については、現在、敷地調査中のため、ありません。
29	特記仕様書 P14「別紙 1」	提案のテーマに関するゾーニング検討のために、正確な縮尺の敷地内配置図ありましたら、お示しください。	質問 No.28 をご参照ください。
30	特記仕様書 P14「別紙 1」	提案のテーマに関して計画建物と第二庁舎の機能分担を検討するために、第二庁舎の平面図をお示しください。	質問 No.25 をご参照ください。
31	その他	時間外窓口 ・時間外窓口を設置する予定はございますか。	本設計業務において決定します。
32	その他	地質調査結果データ ・ボーリングデータをご提供いただけないでしょうか。	質問 No.18 をご参照ください。
33	その他	新庁舎、第二庁舎それぞれの職員想定数 ・職員数は 89 人と記載がございましたが、全て新庁舎の職員数でしょうか。あるいは、	・全て新庁舎の職員数です。第二庁舎は、現状と同様に会議室、書庫等とし、執務室としての利用は想定していません。

		<p>第二庁舎と新庁舎合わせての職員数の場合、新庁舎分の想定職員数をご教示下さい。</p> <p>・各課の配置関係に条件がございましたらご教示願います。</p>	<p>・職員ワークショップの際に会計課と税務課は隣接していた方がよいなどの意見がありました。これらを踏まえ、本設計業務において決定します。</p>
34	その他	<p>現在数カ所に分散している役場機能の全てが、計画建物及び第2庁舎に入ると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>別建物に残る部署がありましたら、お知らせください。</p> <p>また、その際の計画建物及び第2庁舎に入る職員数は92人(基本構想P23)でよいか、お知らせください。</p>	<p>基本構想 P3「図表3」にある両神庁舎の3課及び両神ふるさと総合会館の学校教育課が新庁舎に入ることを想定しています。</p> <p>第二庁舎については、会議室、書庫等であるため、課の設置は予定していません。</p> <p>また、新庁舎に入る予定人数は、町長、副町長、教育長及び職員 89 人の計 92 人を想定しています。</p>
35	その他	<p>必要諸室および必要床面積</p> <p>・必要諸室およびその床面積について条件などございますか。</p>	<p>本設計業務において決定します。</p>
36	その他	<p>材工分離発注</p> <p>・分離発注の対象となる構造部材については、町からの支給で本工事業者に提供するのでしょうか。また、概算事業費 9 億 7,000 万円には先行発注分の費用も含まれるということでしょうか。</p> <p>・木材調書(木拾い書)を作成するにあたり、地元で調達可能な樹種、町有林における A、B 材の調達見込み量などの情報は、町からご提供いただけるのでしょうか。</p> <p>あるいは、これらの数量調査についても設計業務に含まれるのでしょうか。</p>	<p>・実施要領 P7「11(3)③」にあるように構造用木材については、町有林使用を原則とし、町が木材調達を行い、建設工事請負者に支給する予定です。また、木材調達費用は、概算事業費に含んでいます。</p> <p>・木材調達は、令和 2 年度に行う予定ですので、現在詳細なデータはありませんが、町有林木材調達計画(樹種、樹高、樹齡、立木材積、原木材積)を追加資料として町 HP に掲載します。</p> <p>A、B 材の調達見込み量は、設計業務に含まれませんが、木材調達に係る伐採業者や製材業者との調整業務は含むものとします。</p>
37	その他	<p>基本構想のスケジュールでは既存庁舎の解体後に新庁舎の建設となっていますが、仮設庁舎を計画していますでしょうか？</p>	<p>仮庁舎は建設せず、工事期間中は、両神庁舎に移転する予定です。</p>
38	その他	<p>今回の計画において主に活用が見込まれる町有林の材種や数量(何㎡)及び材のサイズ(元口・末口の径や長さなど)を教えてください。</p>	<p>木材調達は、令和 2 年度に行う予定ですので、詳細なデータはありませんが、町有林木材調達計画(樹種、樹高、樹齡、立木材積、原木材積)を追加資料として町 HP に掲載します。</p>
39	その他	<p>町内に木材の製材所やプレカット工場等がございますでしょうか。</p>	<p>製材所、プレカット工場とも町内に数社あります。</p> <p>(参考)</p> <p>(一社)埼玉県木材協会 HP 内の秩父木材協同組合 (<a href="https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch">https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch</a>) をご覧ください。</p>
40	その他	<p>町有林の樹種は何になりますでしょうか。</p>	<p>町有林の樹種は、主に杉です。その他、檜、からまつがあります。</p> <p>追加資料として、町有林木材調達計画(樹種、樹高、樹齡、立木材積、原木材積)を町 HP に掲載します。</p>
41	その他	<p>ホームページ上の情報以外に、町の概要を一覧できる資料(町政要覧のようなもの)がありましたら、お示しください。</p>	<p>町勢要覧 2016 があります。小鹿野庁舎で閲覧可能ですが、冊子を送付します。</p>

42	その他	現在役場機能が分散してある各地の支所について、今後の活用方針がありましたらお知らせください。	新庁舎建設後、両神庁舎内の課を新庁舎に集約する予定ですが、住民票や諸証明の発行、納税など住民サービス窓口は残す予定です。その他の課を設置している建物は、当面現状維持とする予定です。
43	その他	敷地周辺の地域における公共施設のネットワークづくりや、地域活性化のための施策に関する情報がありましたら、お知らせください。	敷地周辺の地域における公共施設のネットワークづくりについては、LAN 等によりつながり業務を行っています。地域活性化のための施策については、町 HP に掲載している第 2 次小鹿野町総合振興計画をご覧ください。
44	その他	町内における製材所、大工・工務店の実情(個所数、規模、製材・施工実績等)に関する資料がありましたら、お示してください。	製材所については、町では資料を持っていません。 (参考) （一社）埼玉県木材協会 HP 内の秩父木材協同組合 ( <a href="https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch">https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch</a> ) をご覧ください。 大工・工務店については、町 HP 入札情報の小規模事業者登録名簿が閲覧できます。